四(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十二号及び二百三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道留萌郡小平町字鬼鹿広富六二一番から同町字鬼鹿広富四八番一まで	前	二四・一四～七六・三〇メートル	〇・〇三四キロメートル
	後	二四・一四～三八・四七メートル	〇・〇三四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

五(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
深川市広里町三丁目一五五番三地先内	前	二〇・〇〇～三四・二〇メートル	〇・〇二七キロメートル
	後	二〇・〇〇～三四・一二メートル	〇・〇二七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十八日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号及び二百七十六号	北海道島牧郡島牧村字栄浜国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署三四九七林班は小班地内	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
二百三十三号	深川市広里町三丁目一七〇番三から同市広里町三丁目一五五番三地先まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年二月二十八日

○北海道開発局告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月二十八日

北海道開発局長　関　博之

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　夕張都市計画道路事業三・四・三号千代田丁未線及び三・四・二号本町中央通
三　事業施行期間　自平成二十一年四月六日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十一年北海道開発局告示第四十四号の事業地のうち夕張市昭和地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月二十八日

北海道開発局長　関　博之

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　砂川都市計画道路事業三・三・三号赤平砂川線
三　事業施行期間　自平成二十一年四月六日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月二十八日

北海道開発局長　関　博之

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　留辺蘂都市計画道路事業三・四・五号中央通
三　事業施行期間　自平成十八年七月十二日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月二十八日

北海道開発局長　関　博之

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　網走都市計画道路事業三・四・十号中央通
三　事業施行期間　自平成十六年七月一日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

資料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成24年度の平成24年12月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成25年2月28日

財務省

1　一般会計

(1)　歳入

収納済歳入額　単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額 本月分	歳入予算額 前月までの累計	歳入予算額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
租税及印紙収入	42,346,000,000	3,725,246,524	12,051,696,076	15,776,942,600	△ 26,569,057,399	37.2%
所得税	41,314,000,000	3,640,890,284	11,498,172,502	15,139,062,787	△ 26,174,937,212	36.6
法人税	13,491,000,000	781,437,496	6,034,930,872	6,816,368,369	△ 6,674,631,630	50.5
	8,808,000,000	464,175,837	621,570,361	1,085,746,199	△ 7,722,253,800	12.3